カバー株式会社
定款

カバー株式会社　定款

第１章　　総則

（商号）

第１条　　当会社は、カバー株式会社と称し、英文では COVER Corporation と表記する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス、情報収集サービス、広告・宣伝に関する業務及び代理業務
2　インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用したゲームの企画、設計、開発、運用及び提供
3　インターネットのホームページの企画、立案、制作、運営
4　通信販売業務
5　電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業
6　コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売並びに輸出入業務
7　コンピュータソフトウェア及びハードウェアのコンサルティング、企画、研究、開発、販売、保守、リース及び賃貸
8　音響、映像機器の製造、販売、賃貸及びリース
9　コンピュータの操作指導等に関する事業
10　パンフレット、キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の販売
11　知的財産権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用
12　各種イベントの企画、制作、運営
13　遊技場施設、スポーツ教育施設、飲食店、宿泊施設、売店等の運営、管理
14　電気通信事業
15　動画投稿者、芸能タレント、音楽家などの育成及びマネージメント
16　前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

1.　取締役会
2.　監査役
3.　監査役会
4.　会計監査人

（公告方法）

第 5 条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章　　株式

（発行可能株式総数）

第 6 条　　当会社の発行可能株式総数は、2 億 3000 万株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条　　当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　　当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第 9 条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章　　株主総会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議長及び決議の方法）

第 15 条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

2　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3　会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 17 条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は、9 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。又、取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2　取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に参加できる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除及び責任限定）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項による取締役（取締役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 29 条　当会社の監査役は、3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 31 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 32 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。

（監査役会の招集）

第 33 条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、監査役会の日の 3 日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

3　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（監査役会の決議の方法）

第 34 条　監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第 35 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか 、監査役会において定める監査役会規程に よる。

（報酬等）

第 36 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除及び責任限定）

第 37 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項による監査役（監査役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 38 条　会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章　　計算

（事業年度）

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2　当会社は毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

（除斥期間）

第 43 条　剰余金の配当及び中間配当が、その支払の提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2　未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

第 8 章　　附則

（定款に定めのない事項）

第 44 条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

2022 年 12 月 14 日
カバー株式会社
代表取締役　谷郷元昭



以　　上